

公益社団法人栃木県経済同友会役員報酬等規程

(平成24年4月1日 公益社団法人栃木県経済同友会規程第11号)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県経済同友会（以下「同友会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、筆頭代表理事、代表理事、理事、専務理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、同友会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等の支給)

第3条 同友会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤役員には報酬等は支給しない。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 5 特に功労のあった常勤役員に対し、退職功労金を支給することができる。

(役員報酬等の額の決定)

第4条 同友会の常勤役員の報酬月額は、別表第1「常勤役員報酬月額」のとおりとし、個々の常勤役員の報酬月額は、筆頭代表理事が理事会の決議により定めるものとする。

- 2 常勤役員に対する役員賞与は、別表第2「常勤役員賞与額」のとおりとし、筆頭代表理事が定めるものとする。

また、支給方法等については公益社団法人栃木県経済同友会職員給与規程に準じるものとする。

- 3 常勤役員に対する退職功労金は、別表第3「常勤役員退職功労金」のとおりとし、支給方法等については公益社団法人栃木県経済同友会職員退職手当規程に準じるものとする。

(報酬の支給期間)

第5条 役員に対する報酬は、常勤役員に就任した日から退任した日まで支給する。

- 2 役員が死亡した場合における報酬は、その月まで支給する。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(通勤費以外の費用)

第9条 同友会は、常勤役員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 非常勤役員には、費用を支払わない。

(公表)

第10条 同友会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、筆頭代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人設立の日（平成24年4月1日）から施行する。

◎別表第1 <常勤役員報酬月額>

専務理事 30万円～35万円までの範囲

◎別表第2 <常勤役員賞与額>

専務理事 別表第1の報酬月額に、次の範囲の支給月数を乗じた金額

(報酬月額×支給月数)

支給月数範囲 0か月～4か月

◎別表第3 <常勤役員退職功労金>

退任の日における報酬月額の100分の60に、在任年数を乗じて得た額とする。(ただし、万円未満切り捨てとする。)